10　連結親法人が各課税事業年度（地方法人税法第七条に規定する課税事業年度をいう。以下この項において同じ。）において第四項の規定の適用を受ける場合又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が当該課税事業年度終了の日を含む連結事業年度において同項の規定の適用を受ける場合において、当該連結親法人の当該課税事業年度の個別控除対象所得税額等相当額及び当該連結子法人の当該連結事業年度の個別控除対象所得税額等相当額の合計額が同項に規定する政令で定める連結事業年度の連結所得に対する法人税の額を超えるときは、その超える金額を当該課税事業年度の所得地方法人税額（同法第十一条に規定する所得地方法人税額をいう。第十二項において同じ。）から控除する。

11　前項の規定は、地方法人税法第二条第十五号に規定する地方法人税中間申告書で同法第十七条第一項各号に掲げる事項を記載したもの、同法第二条第十六号に規定する地方法人税確定申告書、修正申告書又は更正請求書に前項の規定による控除の対象となる所得税等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

12　第十項の規定の適用がある場合には、地方法人税法第十二条から第十四条までの規定による所得地方法人税額からの控除及び同項の規定による所得地方法人税額からの控除については、同項の規定による控除は、同法第十二条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法第十二条の規定による控除をする前に行うものとする。

13　第十項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　地方法人税法第十五条第一項に規定する減算調整額には、第十項の規定による控除をされる金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額を含むものとする。

二　地方法人税法第十七条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる課税標準法人税額につき同法第三章（第十一条及び第十三条を除く。）の規定及び第十項の規定を適用して計算した地方法人税の額とする。

三　地方法人税法第十九条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる課税標準法人税額につき同法第三章の規定及び第十項の規定を適用して計算した地方法人税の額とする。

第六十八条の九十四第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の九十八第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「第六十八条の三十四」を「第六十八条の三十三」に改め、「金額」の下に「の合計額」を加える。

第六十八条の百二の二第一項中「中小連結法人」の下に「（同項第五号の二に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）」を加え、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第五項中「第一項の規定に」を「前三項に定めるもののほか、第一項の規定に」に改める。

第六十八条の百二の四の見出し中「長期割賦販売等」を「収益及び費用の帰属連結事業年度」に改め、同条第一項中「資産の販売等」を「リース譲渡」に改め、同項後段を削る。

第六十八条の百十一第一項中「第六十八条の三の三第六項」を「第六十八条の三の三第四項」に改める。

第三章第二十五節中第六十八条の百十一の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による申告の特例）

第六十八条の百十二　法人税法第八十一条の二十四の二第二項に規定する特定法人若しくは地方法人税法第十九条の二第二項に規定する特定法人である連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人がこの章（第一節から第八節までを除く。）の規定（これに基づく命令を含む。）その他法人税又は地方法人税に関する特例を定めている規定として政令で定める規定の適用を受ける場合における法人税法第二編第一章の二第三節第二款の二又は地方法人税法第四章第二節の二の規定の適用については、法人税法第八十一条の二十四の二第一項中「含む。）」とあるのは「含む。）の規定、租税特別措置法第三章（第一節から第八節までを除く。第三項において同じ。）（法人税法の特例）の規定（これに基づく命令を含む。同項において同じ。）、同法第六十八条の百十二（電子情報処理組織による申告の特例）に規定する政令で定める規定」と、同条第三項中「含む。）及び」とあるのは「含む。）の規定、租税特別措置法第三章の規定、同法第六十八条の百十二に規定する政令で定める規定、」と、地方法人税法第十九条の二第一項中「含む。）」とあるのは「含む。）の規定、租税特別措置法第三章（第一節から第八節までを除く。同項において同じ。）の規定（これに基づく命令を含む。同項において同じ。）、同法第六十八条の百十二に規定する政令で定める規定」と、同条第三項中「含む。）及び」とあるのは「含む。）の規定、租税特別措置法第三章の規定、同法第六十八条の百十二に規定する政令で定める規定、」とする。

ロ　当該親族（当該被相続人の居住の用に供されていた宅地等を取得した者であつて財務省令で定めるものに限る。）が次に掲げる要件の全てを満たすこと（当該被相続人の配偶者又は相続開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた親族で政令で定める者がいない場合に限る。）。

(1)　相続開始前三年以内に相続税法の施行地内にある当該親族、当該親族の配偶者、当該親族の三親等内の親族又は当該親族と特別の関係がある法人として政令で定める法人が所有する家屋（相続開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていた家屋を除く。）に居住したことがないこと。

(2)　当該被相続人の相続開始時に当該親族が居住している家屋を相続開始前のいずれの時においても所有していたことがないこと。

(3)　相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有していること。

第六十九条の四第三項第四号中「を除き」を「及び相続開始前三年以内に新たに貸付事業の用に供された宅地等（相続開始の日まで三年を超えて引き続き政令で定める貸付事業を行つていた被相続人等の当該貸付事業の用に供されたものを除く。）を除き」に改める。

第六十九条の五第一項中「第七十条の七の五」を「第七十条の七の九」に改め、「第七十条の二の七第一項」の下に「、第七十条の二の七第一項」を加える。

第六十九条の六第一項中「第七十条の二の六第一項」の下に「、第七十条の二の七第一項」を加える。

第七十条の二の六の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（相続時精算課税適用者の特例）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第七十条の二の七　贈与により第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る特例対象受贈非上場株式等（同項に規定する特例対象受贈非上場株式等をいう。以下この項及び次項において同じ。）を取得した同条第一項の規定の適用を受ける特例経営承継受贈者（同条第二項第六号に規定する特例経営承継受贈者をいう。以下この条において同じ。）が特例贈与者（その贈与をした第七十条の七の五第一項に規定する特例贈与者をいう。以下この条において同じ。）の推定相続人以外の者（その特例贈与者の孫を除き、その年一月一日において二十歳以上である者に限る。）であり、かつ、その特例贈与者が同日において六十歳以上の者である場合には、その贈与により当該特例対象受贈非上場株式等を取得した特例経営承継受贈者については、相続税法第二十一条の九の規定を準用する。

2　特例経営承継受贈者が特例贈与者（その年一月一日において六十歳以上の者に限る。）からの贈与により特例対象受贈非上場株式等を取得した場合において、当該特例対象受贈非上場株式等の取得の時前に当該特例贈与者からの贈与により取得した財産については、前項の規定の適用はないものとする。